

## (6) 財産区 (地方自治法第294条)

(平成21年12月1日現在)

市町	財産区	設置年月日	組織	任期	定数
津市	榊原財産区	昭30.3.1	議会	4年	12人
	椋本財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
	河内財産区	昭31.9.30	議会	4年	6人
	波瀬財産区	昭30.1.15	議会	4年	11人
四日市市	桜財産区	昭29.7.1	管理会	4年	7人
伊勢市	岡本町財産区	昭25.4.1	議会	4年	6人
名張市	国津財産区	昭29.3.31	議会	4年	10人
熊野市	有馬財産区	明22.4.1	議会	4年	7人
	井戸財産区	明22.4.1	議会	4年	7人
いなべ市	治田財産区	昭30.8.1	議会	4年	12人
志摩市	南張財産区	明22.4.1	議会	4年	8人
	塩屋財産区	明22.4.1	議会	4年	6人
	浜島財産区	明22.4.1	議会	4年	12人
	迫子財産区	明22.4.1	議会	4年	8人
伊賀市	柘植財産区	昭34.3.20	議会	4年	11人
	島ヶ原財産区	平16.11.1	管理会	4年	7人
	大山田財産区	平16.11.1	管理会	4年	7人
菰野町	千草財産区	明22.4.1	議会	4年	10人
	千種財産区	昭30.4.1	管理会	4年	7人
	鵜川原財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
	竹永財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人